

令和6年7月30日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和6年(ネ)第120号 損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件(原審・仙台地方裁判所令和4年(ワ)第1063号)

口頭弁論終結日 令和6年5月28日

5 判 決

岡山県倉敷市酒津1621番地

控訴人兼附帯被控訴人

株式会社クラレ

(以下「控訴人」という。)

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

内田清人
中村竜一

同

澤田孝

同

小原

同

松裕

同

人一悠啓介

15 宮城県石巻市蛇田字新上沼116番地

被控訴人兼附帯控訴人

石巻地方広域水道企業団

(以下「被控訴人」という。)

同代表者企業長

齋藤正美

同訴訟代理人弁護士

松坂英明

同

村田知彦

同

郷野元之

同

安西文衛

主 文

1 被控訴人の本件附帯控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

25 (1) 控訴人は、被控訴人に対し、1億0357万3869円並びにその内金である当審別紙「損害認定額計算書」の「損害認定額」欄記載の各金員に

に対する同「支払年月日」欄記載の各支払日から各支払済みまで年5%の割合による金員及び内941万円に対する令和4年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

(2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

5 2 控訴人の本件控訴を棄却する。

3 訴訟費用は、第1、2審を通じて、全部控訴人の負担とする。

4 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

(前注) 略称は、原判決の例による。

10 第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

(1) 原判中、控訴人の敗訴部分を取り消す。

(2) 上記取消部分に係る被控訴人の請求を棄却する。

2 附帯控訴の趣旨

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 控訴人は、被控訴人に対し、1億0360万8958円並びにその内金である原判決別紙2「損害賠償額計算書」の「損害額」欄記載の各金員に対する同「支払年月日」欄記載の各支払日から各支払済みまで年5%の割合による金員及びうち941万円に対する令和4年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

20 第2 事案の概要

1 本件は、地方公営企業である被控訴人が、活性炭の製造販売等を業とするクラレケミカルを吸收合併した控訴人に対し、被控訴人が実施した浄水場用の活性炭の入札に関し、平成25年度から平成28年度までの4回の入札（本件各入札）において、クラレケミカルを含む業者らが行った供給調整行為（談合行為）により、適正価格を超える価格でクラレケミカル製造の活性炭を購入する

こととなつたとして、不法行為による損害賠償請求権に基づき、実際の売買代金のうち適正価格を超える部分の相当額（以下「適正価格超過部分相当額」という。）9419万8958円及び弁護士費用相当損害金941万円の合計1億0360万8958円並びに適正価格超過部分相当額に対する不法行為の日（各代金支払日）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5%の割合による各遅延損害金及び弁護士費用相当損害金に対する不法行為の後の日（訴状送達の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、クラレケミカルが、本件各入札に当たり、他の業者らと談合行為を行い、それにより被控訴人が適正価格を超える価格でクラレケミカル製造の活性炭を購入することになったと認定した上、適正価格が、違反行為終了後の平成29年度から令和2年度までの落札価格のうち最も高い平成29年度の価格である1kg当たり135円であると推認し、被控訴人が支払った売買代金のうち適正価格と実際の契約単価との差額相当分を損害として認めるのが相当であるとして、適正価格超過部分相当額9154万2769円及び弁護士費用相当損害金900万円の合計1億0054万2769円並びにうち原判決別紙4「損害認定額計算書」の「損害認定額」欄記載の各金員（適正価格超過部分相当額）に対する同「支払年月日」欄記載の各支払日（不法行為の日）から各支払済みまで年5%の割合による遅延損害金及びうち弁護士費用相当損害金に対する令和4年9月29日（訴状送達の日の翌日）から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で被控訴人の請求を認容したところ、これを不服として控訴人が本件控訴をし、被控訴人が本件附帯控訴をした。

2 前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、次のとおり原判決を補正し、次項のとおり当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2及び3に記載のとおりであるから、

これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決7頁13行目の「後記2」を「後記(2)」に改める。
- (2) 原判決別紙3「入札結果一覧表」の「平成27年度」欄の「(株)遠藤商会」の入札価格「249」を「284」に改める。

3 当審における当事者の主張

(控訴人の主張)

- (1) 本訴請求に係る不法行為が成立するためには、本件各入札それぞれにつき、クラレケミカルを含む活性炭供給事業者らが本件基本合意の下で調整行為を行い、本件各入札に参加した全ての窓口業者による応札行為がいずれも上記各調整行為によるものであることが立証されなければならず、本件各入札に参加した一部の窓口業者及び活性炭供給事業者による調整行為があつたのみでは、不法行為は成立しない。

そのため、本件各入札に参加した全ての窓口業者がそれぞれどの活性炭供給事業者と結び付き、全ての活性炭供給事業者が上記調整行為に関与し、各窓口業者の入札が同行為によることが明らかにされなければならないが、その立証がない。

活性炭供給事業者であるトーケミ及び多木化学は、本件排除措置命令において本件基本合意の当事者に認定されていないアウトサイダーであるが、ミナト商会及び遠藤商会がそれぞれその窓口業者であることは明らかでないし、トーケミ及び多木化学が本件各入札の調整行為に協力したとの立証がされていない。

さらに、本件各入札のうち平成25年度の入札には、納入供給事業者が特定されていない入札参加業者が含まれており、また、本件各入札に参加していいた株式会社岡部薬局の納入メーカーであると被控訴人が主張するキャボット・ノリットジャパン株式会社（以下「キャボット・ノリット」という。）

も本件排除措置命令の対象でなく、アウトサイダーである。

- (2) 本件各入札の適正価格につき、平成29年度のみ又は平成29年度から令和2年度までの落札価格から推認することは、少ないサンプルに基づく推認であること、同じ活性炭であっても、購入時期、購入予定数量の違いにより単価が著しく異なるにもかかわらず、それを無視していることから不當である。

5

10

仮に平成29年度の価格から推認するにしても、ダイネン株式会社（以下「ダイネン」という。）及び朝日沪過材株式会社（以下「朝日沪過材」という。）の入札価格は、他の窓口業者の入札価格よりも著しく低廉であり、それは平成29年度以降に、中国等から安価な活性炭又はその原料を仕入れ、供給するルートが確立されたからであり、両社の入札価格は異常値であり、サンプルから除外すべきである。

（被控訴人の主張）

15

20

- (1) 本件各入札について、クラレケミカルも参加した個別談合行為が行われ、その結果として、クラレケミカルの窓口業者が不当な価格で落札したものであり、クラレケミカルによる不法行為が成立することは明らかである。
- (2) 適正価格について、現実には存在しなかった想定される価格を推認する場合には、推認の基礎とすべき期間のうち最も高い落札価格ではなく、その期間の落札価格の平均値によるべきであり、本件では、平成29年度から令和元年度までの落札価格の平均値により推認すべきである。

第3 当裁判所の判断

25

- 1 当裁判所は、原審と同様に、クラレケミカルが、本件各入札につき、他の談合参加業者らと談合行為を行い、それにより被控訴人が適正価格を超える価格でクラレケミカル製造の活性炭を購入することとなったもので、不法行為が成立するが、損害については、原審と異なり、適正価格を本件基本合意解消後の平成29年度から令和元年度までの落札価格の平均値である1kg当たり1

32円と推認するのが相当であり、これを基礎として算定した適正価格超過部分相当額9416万3869円及び弁護士費用相当損害金941万円の合計1億0357万3869円並びに遅延損害金の支払を求める限度で被控訴人の請求を認容するのが相当であると判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正して、当審における当事者の主張に対する判断を付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決10頁5行目の「前記認定事実」を「前記前提事実」に改める。
- (2) 原判決11頁20行目の「確認していたことや、」の次に「平成26年度の入札において、」を加える。
- (3) 原判決12頁12行目冒頭から16行目末尾までを次のとおり改める。

「エ 本件各入札においては、原判決別紙3「入札結果一覧表」のとおり、各欄上段記載の窓口業者が、各欄下段記載のメーカーを納入予定メーカーとし、各金額欄記載の価格で入札をしたことが認められる（甲4ないし7、13ないし16、59ないし68、72〔枝番を含む。〕）。そして、本件取水場等向けの活性炭が本件基本合意の対象となっていたこと（甲1〔別紙1・番号35、36〕）、本件基本合意の内容が、談合参加業者らの間で本町化学を介して供給予定者を決め、供給予定者の窓口業者が提示する入札価格を供給予定者若しくは本町化学又はその両者が決定し、供給予定者以外の窓口業者が提示する入札価格が供給予定者の窓口業者が提示する入札価格よりも高くなるように窓口業者に提示させるというものであること、平成26年度の本件取水場等向けの活性炭の入札につき、クラレケミカルの担当者から協力社の金額の指示を受けて、本町化学の担当者が他の窓口代理店の活性炭メーカーの担当者に協力社の金額を伝えていたとする本町化学の■の陳述書の記載があり（甲38〔159、160頁〕）、本件基本合意の内容が

本件取水場等向けの活性炭の入札につき実施されていたことがうかがわれるに照らし、本件各入札において、本件排除措置命令で本件基本合意の当事者であったと認定されたメーカー（Watering 株式会社、グラレケミカル、カルゴンカーボンジャパン株式会社、株式会社ツルミコール（平成 28 年 7 月 25 日離脱））（甲 1）を納入予定メーカーとする窓口業者については、談合参加業者らとの間で、供給予定者の窓口業者が提示する入札価格よりも高い価格で入札するように、直接又は間接に意思疎通を図っていたと推認されるものであり、これに反する窓口業者による自社の判断で入札価格を決定した旨の被控訴人からの照会に対する回答（甲 6-0 ないし 6-8）は、前掲各証拠とそれによる認定事実に照らし、いずれも信用性が認められず、採用しない。

さらに、本件各入札における、談合参加業者ら以外の納入予定メーカーのうち、キャボット・ノリット及び多木化学は、談合参加業者と協力関係にあった業者（以下「協力業者」という。）であると認められる（甲 3〔12、13 頁〕、38〔7、8 頁〕）から、これらの協力業者を納入予定メーカーとする窓口業者についても、談合参加業者又は協力業者との間で、供給予定者の窓口業者が提示する入札価格よりも高い価格で入札するように、直接又は間接に意思疎通を図っていたと推認される。

オ 本件各入札においては、各年、入札した窓口業者のうち 1 社（平成 26 年度から平成 28 年度）又は 2 社（平成 25 年度）につき、その納入予定メーカーが協力業者であるか否かが明らかでなく又は納入予定メーカー自身が明らかでないが、その納入予定メーカーが談合参加業者による談合の影響下になく、競争関係にあったと認めるに足りる証拠もない。そして、本件各入札において、入札した窓口業者のうち、談合参加業者又は協力業者が納入予定メーカーであるものの数は、平成 25 年度が 8 社中 6 社（4 社）（括弧内は談合参加業者の数を表す。以下同じ。）、平成 26 年度が 8 社中 7 社

(5社)、平成27年度が8社中7社(5社)、平成28年度が8社中7社(6社)であり、本件各入札のいずれについても、談合参加業者らにより供給予定者と決められたクラレケミカルを納入予定メーカーとする窓口業者であるアイ・ケー・エスが落札していること、本件各入札における落札価格が1kg当たり230円から249円の間であるのに比べ、本件基本合意解消後の平成29年度から令和元年度における落札価格が1kg当たり128.9円から135円であり、その平均値が4割以上も下落していることを考えれば、上記のとおり、納入予定メーカーが協力業者であるか否かが明らかでない1社(平成26年度から平成28年度)又は2社(平成25年度)の窓口業者(以下「協力関係不明業者」という。)と落札業者との間で受注調整を図ることなく公正な競争が行われたとは認め難い。

カ 以上によれば、本件各入札においては、クラレケミカルを含む談合参加業者らが、本町化学を介して相互に意思疎通を図り、クラレケミカルを供給予定者と決定し、クラレケミカル以外の窓口業者が提示する入札価格がクラレケミカルの窓口業者が提示する入札価格よりも高くなるように、協力業者の協力を得て、窓口業者と意思疎通していたと認められ、各年度1社(平成26年度から平成28年度)又は2社(平成25年度)の協力関係不明業者と落札業者との間で公正な競争が行われていたとも認められないことから、上記談合参加業者らによる供給調整行為の結果、クラレケミカルの窓口業者であるアイ・ケー・エスが不当な価格でこれを落札したものと推認され、クラレケミカルの被控訴人に対する不法行為が成立するというべきである。」

- (4) 原判決12頁25行目及び13頁23行目の各「前記(1)エ」を「前記(1)カ」にそれぞれ改める。
- (5) 原判決15頁2行目、3行目及び7行目の各「及び多木化学」を「、多木化学及びキャボット・ノリット」に、9行目及び12行目の各「多木化学」

を「多木化学及びキャボット・ノリット」にそれぞれ改める。

- (6) 原判決15頁16行目の「(甲3・13)。」の次に、以下のとおり加えて、その末尾を改行する。

「なお、控訴人は、本町化学の■が、同事情聴取において、トーケミについて「Bチーム」であると述べている箇所があり(乙2〔26頁、別紙14頁、19頁〕)「Bチーム」として認識していた旨主張する。しかしながら、本町化学の■がトーケミを「Bチーム」と述べたのは、1m²当たりの価格により落札価格が決まる、平成26年度朝霞浄水場生物活性炭吸着池粒状活性炭入替工事、平成27年度朝霞浄水場生物活性炭吸着池粒状活性炭入替工事及び再生工事につき、トーケミ自身が落札した案件についてであり、一定数量の活性炭を納入することを前提に1kg当たり価格を入札価格とし、窓口業者が入札する本件各入札とは、契約内容や入札者の点において異なっており、本件各入札についても、トーケミが「Bチーム」であったとは認められない。」

- (7) 原判決15頁21行目の「協力していたこと」を「協力していた可能性」に改める。

- (8) 原判決16頁7行目冒頭から9行目末尾までを次のとおり改める。

「以上によれば、本件各入札において、多木化学及びキャボット・ノリットは、協力業者であったと認められ、トーケミは、協力業者であったと認められるに足りないものの、協力業者であった可能性があり、談合参加業者らと公正な競争を行う関係にあったと認めるに足りる証拠はない。そして、本件各入札につき、クラレケミカルを含む談合参加業者らが、本町化学を介して相互に意思疎通を図り、クラレケミカルを供給予定者とし、クラレケミカル以外の窓口業者が提示する入札価格がクラレケミカルの窓口業者が提示する入札価格よりも高くなるように、協力業者の協力を得て、窓口業者と意思疎通をしていたと認められ、その結果、クラレケミカルの窓口業者であるアイ・

ケー・エスが不当な価格でこれを落札したものと推認されることは前示のとおりであり、トーケミが協力業者であったと認めるに足りないとしても、落札業者との間で公正な競争を行っていたとは認められない各年度1社(平成26年度から平成28年度)又は2社(平成25年度)の協力関係不明業者の存在により上記推認が覆るものではなく、控訴人の前記主張は採用することができない。」

- (9) 原判決17頁12行目の「入札」を「入札に」に改める。
- (10) 原判決18頁6行目の「前記前提事実」から22行目末尾までを次のとおり改める。

「前記前提事実の平成29年度、平成30年度及び令和元年度の落札単価の平均値によって、想定落札価格(適正価格)を推認するのが相当である。

エ そこで、想定落札価格(適正価格)の単価(適正単価)については、上記平均値である1kg当たり132円([135円+132円+128.9円]÷3=132円)となるが、この価格を基礎に算定すると、当審別紙「損害認定額計算書」記載のとおり、本件各入札の結果に基づく各年度の「契約単価」から上記の適正単価を控除した損害額の単価を、「契約単価」で除した割合を「損害金割合」(小数点以下第6位までの数値)とし、実際の「支払金額」に上記「損害金割合」を乗じて得られる「損害認定額」欄記載の金額合計9416万3869円をもって、本件各入札におけるクレケミカルによる本件各個別談合行為によって被控訴人が被った損害と認めるのが相当である。」

- (11) 原判決19頁3行目の「平成30年度以降では」の次に「、時期や」を加え、10行目から11行目にかけての「否定できること」を次のとおり改める。

「否定できず、特に、ダイネン及び朝日沪過材の入札価格は、平成29年度以降に中国等から安価な活性炭又はその原料を仕入れ、供給するルートが

確立されたため、著しく低廉となっており、サンプルから除外すべき異常値であること」

- (12) 原判決19頁16行目の「できないと」を「できること、④平成29年から令和元年又は2年までの3回又は4回の入札という少ないサンプルに基づき適正価格を推認することは不当であることを」に改める。
- (13) 原判決19頁末行の「一般的に」から20頁2行目の「しかし、」までを削り、4行目の「あったところ、」の次に「、平成30年度に購入予定数量が23万6000kgに、」を、10行目の「購入予定数量」の次に「や時期」をそれぞれ加える。
- (14) 原判決20頁14行目の「中国から」を「中国からの」に改め、末行末尾に次のとおり加える。

「また、ダイネン及び朝日沪過材の入札価格が、平成29年度以降に中国等から安価な活性炭又はその原料を仕入れ、供給するルートが確立されたため、著しく低廉となったと認めるに足りる的確な証拠はなく、これらの入札価格がサンプルから除外すべき異常値であるとはいえない。」

- (15) 原判決21頁6行目末尾に改行して次のとおり加える。

「また、控訴人は、④3回又は4回の入札という少ないサンプルに基づき適正価格を推認することが不当であるとも主張するが、本件における適正価格の推認につき、違反行為終了後の落札価格から推認することに合理性があることは前示のとおりであり、その際に、違反行為直後の平成29年度の落札価格のみならず、各年における偶発的要因による変動を除去する観点から、平成30年度及び令和元年度の落札価格を含め、その平均値により適正価格を推認することが相当であり、控訴人の前記主張は採用することができない。」

- (16) 原判決21頁10行目冒頭から14行目末尾までを次のとおり改める。

「以上によれば、当審別紙「損害認定額計算書」記載のとおり、控訴人は、

被控訴人に対し、本件各入札におけるクラレケミカルの不法行為によって、
被控訴人が被った損害として、適正価格超過部分相当額である 9416万3
869円のほか、上記不法行為と相当因果関係がある弁護士費用相当額とし
て941万円を加えた合計1億0357万3869円を賠償しなければなら
ない。」

- 2 したがって、被控訴人の請求は、1億0357万3869円並びにその内金
である当審別紙「損害認定額計算書」の「損害認定額」欄記載の各金員に対す
る同「支払年月日」欄記載の各支払日から各支払済みまで平成29年法律第4
4号による改正前の民法所定の年5%の割合による遅延損害金及びうち94
1万円に対する令和4年9月29日から支払済みまで民法所定の年3%の割
合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その
余の請求は理由がないからこれを棄却するのが相当である。

第4 結論

よって、被控訴人の附帯控訴は一部理由があるから、主文第1項掲記のとおり原判決を変更し、控訴人の本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 石垣陽介

20

裁判官 鈴木綱平

25

裁判官 竹下慶

これは正本である。

令和6年7月30日

仙台高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 佐藤智彦

